一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・三・二〇号放射二号線
三　事業施行期間　自平成十四年七月二十四日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十八日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　砂川都市計画道路事業三・三・三号赤平砂川線
三　事業施行期間　自平成二十一年四月六日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十八日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　静内都市計画道路事業三・四・三号よかわ通
三　事業施行期間　自平成十八年七月十日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十八日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　虻田都市計画道路事業三・四・九号インター通
三　事業施行期間　自平成十八年七月十日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

公　告

諸　事　項

特恵関税に関する特定特恵鉱工業産品等の輸入額等の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第32条の規定に基づき、平成22年4月1日から平成23年1月31日までの間における特定特恵鉱工業産品等の輸入額等を次のように公告する。

平成23年2月28日　財務大臣　野田　佳彦

特定特恵鉱工業産品等の輸入額等

（平成22年4月1日から平成23年1月31日まで）

項名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
1	関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第2825・80号に掲げる物品のうち三酸化アンチモン	三酸化アンチモン	2,989,105	2,164,000	KG	0.0	平成22年5月18日適用停止 中華人民共和国
2	関税率表第2849・10号に掲げる物品 関税率表第2849・90号に掲げる物品のうち炭化ほう素、炭化タンタル及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第2852・00号の2の(3)に掲げる物品のうち水銀の炭化物	カーバイド等	824,255	968,089	千円	0.0	平成22年6月16日適用停止 全特恵受益国等
3	関税率表第2905・44号に掲げる物品	ソルビトール	1,130,530	573,102	千円	0.2	平成22年8月17日適用停止 中華人民共和国 平成23年2月16日適用停止 タイ
4	関税率表第2906・11号に掲げる物品	メントール	286,234	156,822	千円	0.8	平成22年6月16日適用停止 中華人民共和国 平成22年7月16日適用停止 インド
5	関税率表第2918・14号に掲げる物品	くえん酸	185,166	498,414	千円	0.6	平成22年5月18日適用停止 全特恵受益国等
6	関税率表第2918・15号の1に掲げる物品	くえん酸カルシウム	10,139	7,640	千円	0.0	平成22年5月18日適用停止 中華人民共和国